

※2024年1月30日
(初版)

アドリーム交野 地区防災計画

アドリーム交野管理組合

(1) 計画名称

アドリーム交野地区防災計画

(2) 基本方針

災害発生時の混乱抑制及び被害軽減をすることで、早く元の生活に戻すこと。

(3) 計画の対象地区範囲

マンション「アドリーム交野」を範囲とする。

(4) 対象地区の特性と計画の対象とする災害

アドリーム交野は大阪の北河内地区の交野市幾野に位置し、生駒山系の北東部の平野部に建築されている。

近くには天の川の支川の免除川が流れ、東側1キロ先には交野断層、北側1キロ以内には田口断層、西側2キロ先には枚方断層が存在する。

対象とする災害は、①大地震、②風水害、③感染症、④酷暑 等を想定。

(5) 防災減災に関する活動体制

マンション管理組合の諮問機関である自主防災防犯委員会で防災減災を検討し、管理組合承認のもと協力者とともに活動しています。

(6) 平常時の活動

防災減災に関する事柄を、管理組合から自主防災防犯委員会に諮問したり、また委員会から管理組合へ提案したりしながら目標達成に努めている。

(7) 災害時の活動

災害内容別に定められた災害対策マニュアルに従い住民みんなで活動する。

(8) 復旧復興時の活動

設備面は管理組合を中心に、生活面は各家庭を中心に行う。

(9) 防災訓練の実施及び検証

年1回、災害対策マニュアルをもとに防災訓練を実施し、またその結果をもとにマニュアルと比較検証し、改善に努める。

(10) 防災意識の普及啓発

地域の防災訓練の参加、マンションの防災訓練の参加、自主防災防犯委員会への参加など、機会あるごとに住民の防災意識を高揚させる機会を、継続的に提供する。

(11) 計画の見直し

上記(6)の平常時の活動の中で計画の見直し。また、上記(9)防災訓練の実施と検証項目に準ずる。

① 『大地震発生時対策マニュアル』 骨子版

アドリーム交野管理組合
自主防災防犯会委員会

本マニュアルの使用目的とねらい

1. 大地震発生時の「混乱抑制」および「被害軽減」をすることで早く元の生活に戻すことを目的とします。
2. 居住者の身の安全を守るために、居住者全員が協力して行う「活動体制」と「活動指針」について示します。
3. 大地震発生時は外部からの支援が困難であると想定されます。そのため、安否確認や救助・救護などの活動は居住者同士で対応を行うこととなり、それを前提として本マニュアルは作成されています。
4. 本マニュアルは「震度5弱」以上の大地震発生時を想定したものです。
5. 大地震発生時が平日昼間の場合など、マンション居住者が大半が帰宅困難者となることも想定されます。そのため、本マニュアルで記載する大地震対策本部組織については、帰宅困難となり不在となる場合も想定したものと なっています。

はじめに

本マニュアルにおいては、「自分の命は自分で守る(自助)」を前提とし、その上で、マンション内で「お互いに助け合う(共助)」をうまく機能させるためのルールを記載します。

想定される地震規模

- ①「震度5弱」以上の大地震
※平日の昼間などに発生した際は、帰宅困難者が大量発生する。
- ②マンション外部からの支援が困難な状況。
- ③避難所が開設され、避難所が避難者であふれて避難が困難な状況。

「自助(居住者)」と「共助(対策本部がフォロー)」

自助(居住者)

- ①水・食料の備蓄
- ②家具転倒防止等の室内環境対策
- ③家族の安否確認
- ④居室内での家族の閉じ込め救助
- ⑤動ける家族がいる場合の要配慮者の対応

共助(対策本部がフォロー)

- ①居住者の安否確認協力
- ②閉じ込めなど居住者の救助協力
- ③要配慮者の対応(声掛けや家族不在時の協力など)
- ④漏水対応・ゴミ対策を含む共用部の環境改善
- ⑤行政情報収集と発信
- ⑥自分勝手にふるまい他者に迷惑をかける行為は慎むこと
- ⑦被災者心理を理解し勇気づけること

地震発生時にはライフラインは全て停止するものと想定します。

<復旧までの目安>

電気 6 日 上下水道 30 日

ガス 10~20 日 電話 14 日

※携帯電話は災害時対策が進められているので早期復旧の可能性は高い

※インターネットを利用した SNS はデータ量が小さいため使える可能性は高い

マニュアル編

「大地震対策本部」設置目的

大地震対策本部の最大の目的は、「マンション内での混乱と被害」を抑制すること。

「大地震対策本部」活動基準

- マンション内での安否確認や救助・救護と安全性の確保
- マンション内外の情報の収集
- 居住者への情報提供

もくじ

1. 大地震対策本部について P-06
2. 事前に行っておく内容 P-08
3. 地震発生直後 P-10
4. 地震発生 2～3 日目 P-14
5. 地震発生 4 日目以降 P-16
6. 大地震災害対策本部解散について P-20
7. 復旧について P-20
8. 改訂履歴 P-21

大地震対策本部について

(1) 大地震対策本部の役割

マンションの人的被害、物的被害の情報を集約し、救助や救護と安全性の確保などの対応と物的被害関連関係先への連絡など、「本マニュアルの実施に関わる事項の意思決定」を行います。

(2) 大地震対策本部組織の設置について

意思決定をスムーズに行うために、指示系統がシンプルになる組織とします。本部長、副本部長の下には4つのチームを設置し、各チームリーダーに実施権限と判断を委ねるようにします。

- チーム1・・・救出救護チーム
- チーム2・・・防火安全チーム
- チーム3・・・物資チーム
- チーム4・・・情報チーム

(3) 構成メンバーについて

- ① 本部長、副本部長、各チームリーダーの6人
- ② 各チームには必要数を設定して人員を確保。救出救護チームには各棟の各階から選出する。
- ③ 管理組合理事・自主防災委員ならびに対策本部の活動に協力が可能な住民で対策本部組織を構成する。

(4) 大地震発生時の活動内容

- ① 本部長・・・・・・・・活動全体の把握と判断、及び指示
- ② 副本部長・・・・・・・・本部長を補佐しながら、市や外部機関との連絡調整を行う
＜防災関係機関一覧＞
- ③ 救出救護チーム・・・居住者の安否確認
負傷者の救出
救護、避難誘導
救護室の開設、運営
要配慮者への支援
＜安否確認マニュアル＞
＜負傷者救出マニュアル＞
＜機材の操作マニュアル＞
＜救護マニュアル＞
＜要配慮者支援マニュアル＞
- ④ 防火安全チーム・・・建物、設備の確認と安全確保（防災センター、管理人と協力）
エレベーターの安全確認
配水管・給水管の設備確認
出入口管理
＜建物・設備安全確認マニュアル＞
＜エレベーター管理マニュアル＞
＜排水管管理マニュアル＞
＜出入管理マニュアル＞

- 建物内外の防犯活動 <建物内外防犯予防マニュアル>
 初期消火、火災予防周知、防火活動 <初期消火マニュアル>
 救出救護チーム、物資チームへの協力
- ⑤ 物資チーム・・・貯水槽活用 <受水槽緊急用蛇口運用規則>
 <受水槽操作マニュアル>
 救援物資等調達と管理配布 <物資配給マニュアル>
 要配慮者への物資配給支援 <要配慮者物資配給マニュアル>
 炊き出しの実施 <炊き出しマニュアル>
 ゴミ収集場所の確保と管理 <ゴミ出しマニュアル>
- ⑥ 情報チーム・・・安否情報集約整理 <安否情報集約書式>
 市や外部機関の情報収集 <防災関係機関一覧>
 設備建物被害情報や危険箇所の情報集約
 <建物・設備安全チェックシート>
 使用禁止事項の集約 <使用禁止集約書式>
 危険箇所の情報集約 <危険箇所集約書式>
 放送設備や掲示による居住者への情報提供（管理人と協力）
 <情報伝達マニュアル>
 <掲示用シート>
 居住者との情報受付相談窓口 <受付マニュアル><受付書式>

(5) 居住者の役割

- ① 各居住者は各戸で家具類の転倒・落下・移動防止対策を行い、自らの生命・身体を守る。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合は、アドリーム交野集会所に大地震対策本部を設置する。ただし、集会所が危険と判断された場合は駐車場北側の中央出口に集合する。
- ③ 大地震対策本部を設置した場合には、居住者は可能な限り対策本部に集合し、対策本部の指示に従い、協力する。

事前に行っておく内容

- (1) 事前準備の重要性を住民に周知する
食料・飲料水の10日分の備蓄、家具の転倒防止、被災を想定した必要品の備蓄に関して住民に周知する。(※参考：交野市は3日分を推奨)。
- (2) 安否確認カードの活用を徹底する
居住者の被災状況や帰宅困難者の情報など、個人に関する情報収集に安否確認カードを活用する。また、新たな情報が必要な場合は安否確認カードの改訂検討を行う。
- (3) 部屋番号と氏名だけの「居住者リスト」の準備
「居住者リスト」はマンション管理会社が適宜更新しているのでこれを利用する。保管場所は同社の指定する場所とする。
- (4) 「避難行動要支援者」「災害時要配慮者」について
「避難行動要支援者」については※交野市福祉部福祉総務課と連携し、災害時に迅速に名簿を入手出来るようにしておく。
マンション内で災害時に声をかけてほしい人や安否確認してほしい人などの「災害時要配慮者」については、災害時は先ず隣近所による共助支援をしていただくよう提言を行うものとする。災害時において、対策本部に援助要請の申し出があった場合、対策本部は可能な限り対応するものとする。
- (5) 関係機関の連絡先一覧作成<防災関係機関一覧>
マンションの各種設備を管理・点検している会社や、防災関係機関の連絡先を確認し、連絡先一覧を作成する。平常時と緊急時で連絡先が違う場合は両方を分かるようにしておく。年度更新が必要。
- (6) 各階図面の整備
 - ① マンションの「各階平面図」を準備し、整備しておく。
 - ② 大地震時に有効活用できる部屋やスペース、避難経路、非常ベル、消火器や消火栓などを記しておく。
- (7) 排水管の通水所要時間の測定
配管図をもとに色付きのトイレットペーパーを7階（不在の場合6階）のトイレから排水管に流し、排水出口に到達するまでの所要時間を測定しておく。

この記録をもとに災害時の排水管の通水点検を実施する。

(8) 防災倉庫の設置・維持管理

- ① 「防災資機材配置図」を扉などの気付きやすい場所に貼る。
- ② 「用途別防災資機材管理リスト」を資機材収納ボックスに貼り、内容物が分かるようにしておく。
- ③ 「防災資機材操作マニュアル」「防災資機材定期点検チェックリスト」を収納ボックスの中に保管する。

(9) 看板・掲示物の事前作成

大地震発生時にすぐに行動ができるように下記の看板、掲示物を事前に作成しておく。すべての作成物はラミネート加工しておく。

- ① 看板・・・「大地震対策本部」「本部」「防災資機材置場・スタッフ控室」「救護室」
- ② 掲示物・・・「大地震対策本部」「排水禁止」「ゴミ出し禁止」「エレベーター使用禁止」 ※各 50 枚準備しておく

(10) 大地震発生時の行動に必要なマニュアル類の整備

大地震発生時に必要なマニュアル類をチームごとに整備する。全体として整合性がとれるように、防災訓練などの後に検討して更新する。

(11) 大地震対策本部用資機材の準備

大地震対策本部用資機材は一番に取り出せるよう、大地震発生時対応マニュアル、安否確認シートなどとあわせて準備しておく。

(12) チーム用備品

チーム毎に「用途別資機材管理リスト」を作成、必要マニュアルと合わせて準備する。

地震発生直後

- 大地震が発生した時は、まず自分の身の安全の確保、家族の状況確認、住戸の安全確認を行います。
- 震度5弱以上の地震が発生した時に対策本部を設置します。
- 管理組合理事・自主防災委員ならびに対策本部の活動に協力が可能な住民で対策本部組織を構成する。
- 対策本部設置直後は、居住者の安否確認、情報集約、救護室の開設を優先します。

(1) 集合

- ① 集合が可能な管理組合理事・自主防災委員は「家族の安否確認」を優先した上で集会所入口をはじめとするマンションに関わる鍵を持って集会所に集合する。
- ② 家庭にヘルメットを有するメンバーはヘルメットを持って集合する。
- ③ 本人及び家族の安否確認後、他の住民の安否確認・救助・救護、初期消火、設備点検などの活動に協力できる住民は本部へ集合する。

(2) 大地震対策本部全体の設営

集合したメンバーを中心に対策本部全体の設営を行う。

- ① 集会所の集会室 : 本部室（本部室用設営準備品で設営）
- ② 集会所の入口 : 居住者対応窓口（情報掲示、問い合わせ対応、情報チーム用防災機材設営）
- ③ 集会所の和室 : 資材関連置場（防火安全チーム用防災機材、物資チーム用防災機材置場設営）
- ④ クリーンスタッフルーム : 救護室（救出救護チーム用防災機材を設営）

(3) 大地震対策本部全体に看板を掲示

事前に作成しておいた看板を①から④の入口に掲示する。

- ① 集会所の玄関 : 『大地震対策本部』
- ② 集会所の集会室 : 『本部』
- ③ 集会所の和室 : 『防災資機材置場・スタッフ控室』
- ④ クリーンスタッフルーム : 『救護室』

(4) マンション内各フロアへの掲示

『大地震対策本部』『排水禁止』『ゴミ出し禁止』『エレベーター使用禁止』の掲示を貼り出す。

(5) 対策本部組織について

集会所に集合が可能な管理組合理事・自主防災委員ならびに対策本部の活動に協力が可能な住民で対策本部組織を構成する。なお、対策本部活動に参加可能になった理事ならびに自主防災委員は漸次加わるものとする。

① 各チームリーダーの選出

- ・本部長 ()
- ・副本部長 ()
- ・救出救護チームリーダー ()
- ・防火安全チームリーダー ()
- ・物資チームリーダー ()
- ・情報チームリーダー ()

② 救出救護チーム内・安否確認フロアー担当の選出

	東棟	南棟 1 (東側)	南棟 2 (西側)	西棟
1 階	()	()	()	()
2 階	()	()	()	()
3 階	()	()	()	()
4 階	()	()	()	()
5 階	()	()	()	()
6 階	()	()	()	()
7 階	()	()	()	()

※ 1 階担当 + 2 階担当・・・2 人一組で 1 階と 2 階を受け持つ

※ 3 階担当 + 4 階担当・・・2 人一組で 3 階と 4 階を受け持つ

※ 5 階担当 + 6 階担当 + 7 階担当

・・・3 人一組で 5 階と 6 階と 7 階を受け持つ

③ 要配慮者への声掛け、負傷者の救出担当 (3 名) の選出 (救出救護チーム主体)
() () ()

④ 建物、設備安全確認担当 (2 名) の選出 (防火安全チーム主体)
() ()

⑤ 通水確認担当 (2 名) の選出 (防火安全チーム主体)
() ()

(6) (5) 選出者一覧は掲示板ならびに集会室に掲示する。

(7) 地震発生時の最優先事項

- ① 居住者の安否確認 (安否確認シートによる確認と要配慮者への声掛け)
- ・各フロアー担当者は危険回避のため 2 人 1 組で救出救護にあたり、チームリーダーの指示に従って行動する。

詳細は「安否確認マニュアル」「負傷者・要配慮者救出マニュアル」に従う。

⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

・要配慮者には、配給水や配給食の宅配が必要か確認し、結果を本部へ報告する。

⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

・安否情報は救出救護チームリーダーに報告し、救出救護チームリーダーは情報チームに報告する。

⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

・情報チームは安否確認情報を「各戸安否確認表」に記入し、本部内に掲示して全員で共有化できるようにする。

⇒情報Tが担当

※安否情報は アドリーム交野→幾野連合→交野市のルートで提出する。

② 建物、敷地内、設備の安全点検 ⇒防火安全Tが担当

防火安全チームは、防火安全チームリーダーの指示のもと、「建物・設備安全確認マニュアル」に含まれる「建物・設備安全チェックシート」を使い、建物・附帯設備の被害状況を確認する。

③ 排水管の通水点検 ⇒防火安全Tが担当

防火安全チームは、応急的手段で排水管の通水状況を確認する。

(8) 大地震対策本部開設の告知 ⇒情報Tが担当

大地震対策本部立ち上げの告知を居住者に対して行う。

同時に安否確認関連、排水関連、ゴミ出し禁止、エレベーター使用禁止などの注意事項を連絡する。

① 本部屋上設置の放送設備を使って行う。

① ハンドマイクを使って各階を回る。

② 掲示板を利用する。

(9) 排水禁止・エレベーター使用禁止の徹底を優先 ⇒防火安全Tが担当

以下については、大地震対策本部設置告知とあわせて行う。

① 排水は排水管の通水確認が終わるまで禁止。

③ エレベーターは余震が収まるまで使用禁止。

(10) 火災発生時対策 ⇒防火安全Tが担当

火災発生時は人命最優先で行動する。

防火安全チームは防火安全チームリーダー指示のもと、「初期消火マニュアル」に従って行動する。

(11) エレベーターの確認 ⇒防火安全Tが担当

防火安全チームは「エレベーター管理マニュアル」に従い、エレベーターを確認する。人が閉じ込められていた場合、防火安全チームリーダーの指示のもと、

※エレベーター保守会社（日本昇降機株式会社）に連絡する。
また、エレベーターのドアに「エレベーター使用禁止！」の貼り紙を貼る。

(12) 避難行動に関する判断

マンションの被害状況を住民に伝え、避難行動の判断は住民に一任する。
なお、住民は、以下のルールに従って行動する。

- ① 避難する居住者は、対策本部へその旨報告する。
- ② 自宅避難をされる居住者は、対策本部へその旨報告し、避難物資が必要な場合は避難所へも自宅避難する旨を報告する。

(13) 避難者情報

避難した居住者情報は情報チームが整理する。 ⇒情報Tが担当

(14) 貯水槽の破損状況の確認 ⇒防火安全Tが担当

防火安全チームは「建物・設備安全確認マニュアル」に従い、貯水槽を確認する。
貯水槽が破損している場合は漏水を防ぐためにポンプの電源を切る。
水道の給水が停止した場合も電源を切った後、下水道管の通水確認を行う。

(15) 救護室の開設 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

救出救護チームは救護室を開設し、「救護室受付名簿」に利用者の状況を記入し、負傷者の救護を行う。

(16) 要配慮者の避難誘導指示 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

要配慮者の避難が必要と判断した場合、救出救護チームリーダーは要配慮者を安全に避難所へ避難させるよう、救出救護チームメンバーに指示する。
詳細は「負傷者・要配慮者救出マニュアル」に従う。

(17) 負傷者の応急処置 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当

負傷者が発生した場合、「救護マニュアル」に従い処置する。

(18) 二次災害の防止 ⇒防火安全Tが担当

防火安全チームは二次災害を防止するため、落下物の有無を確認する。
危険な箇所には、「建物・設備安全確認マニュアル」に従ってロープ等で立入禁止の措置をする。
崩落しそうなタイルや壁はハンマーで落とすなどの措置をとる。

地震発生 2～3日目

- この段階は地震の揺れが小さくなった状態を想定しています。
- 建物の被害が小さければ、在宅で生活が可能となり、復旧への動きが出てくる段階です。
- 避難所へ移られたり、災害時に不在であった方が戻ってこられたりするのので、所在把握は随時継続していく必要があります。

- (1) 安否確認調査継続 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当
初日に安否確認ができなかった住戸の再調査を行う。収集した情報は対策本部に報告し、「各戸安否確認表」に記入する。
- (2) 不在・安否不明住居への対応 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当
救出救護チームは不在・安否不明住居には「連絡依頼カード」をドアの新聞受けに入れ、帰宅したときに連絡してもらえるようにする。家族と連絡がとれていない方には連絡がとれた段階で報告をいただけるよう依頼しておく。
救護が必要な住戸が出た場合は、「負傷者・要配慮者救出マニュアル」に従い、救出救護を行う。
- (3) 被災情報の整理 ⇒情報T（協力：救出救護T・防火安全T）が担当
情報チームは、被災情報を把握して本部に報告する。本部からの指示がある場合は、その旨を居住者に伝える。また、居住者の安否情報や現状を把握し、居住者の状況が分かる「各戸安否確認表」を作成する。
- (4) 市、その他の外部情報 ⇒副本部長・情報Tが担当
副本部長は市の対策本部やその他からの情報を収集し、内容を情報チームに伝える。情報チームは、その内容を居住者に伝える。
- (5) 負傷者の救護 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当
防火安全チームは物資チームと協力して負傷者を救護室へ誘導する。
- (6) 手当が必要な負傷者への対応 ⇒救出救護T（協力：物資T）が担当
手当が必要な負傷者が出た場合、救出救護チームは消防署に連絡する。消防隊員の到着が困難な場合、市の防災拠点の施設に連絡をとり、防火安全チームや物資チームの協力を得てサポートする。また、指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者は、福祉避難所への避難をサポートする。

(7) 防火・防犯活動

⇒防火安全Tが担当

被災により玄関や窓の破損等で戸締りが出来ないことがあるので、防火安全チームは住民の協力のもと、定期的な各階の見回り、地域の見回りを行い、防犯活動の強化に努める。

(8) 夜間の出入口や通路への灯り対策

⇒防火安全Tが担当

防災安全チームは玄関や通路、各階などの人が出入りする箇所には防犯対策として人感センサー付照明を設置する。

(9) 出入者・来訪者の管理

⇒情報Tが担当

情報チームは防犯活動として出入口を限定し、出入者や来訪者には「受付名簿」への記載を依頼する。

(10) 保存食が無くなった住戸や不足した住戸が出てきた場合

該当する居住者は、避難所へ避難するか、自宅避難の申請と配給品の受給申請を避難所へ申し出る。

地震発生4日目以降

- 被災生活期（2日目～3日目）の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により、活動体制を縮小し、段階的に平常時の体制に移行していきます。
- ゴミ出し・ゴミ集積、配給についてはルールを守るようにします。

- (1) ゴミ出しルールの徹底 ⇒情報Tが担当
物資チームは、ゴミ出しについて、地震発生時から繰り返し広報や掲示を行う。
なお、ゴミは「震災ゴミ」「汚物ゴミ」と通常の「生活ゴミ」の3種類である。
- (2) ゴミを自宅内で保管することを徹底 ⇒情報Tが担当
ゴミ回収車が地震の影響で通常通りに来ないことが予測される。
また、外部に出すとアドリーム居住者でない人が捨てにくるケースが想定される。
そのため、情報チームはゴミ回収情報がはっきりするまで、自宅内での保管を広報、掲示でお願いする。
- (3) ゴミのバルコニー保管依頼 ⇒情報Tが担当
ゴミがいっぱいになった場合、避難通路をふさがない形でのバルコニーで保管をお願いする。これについても、情報チームは広報、掲示でお願いする。
- (4) 臨時ゴミ（汚物ゴミ・生活ゴミ）置場の設置 ⇒物資T・情報Tが担当
物資チームはマンション内で家庭から出る汚物ゴミ・生活ゴミを保管できる臨時ゴミ置場を事前に設定し準備しておく。各家庭での保管ができなくなったら、情報チームは「臨時ゴミ置場案内」を掲示すると同時に館内放送等で周知する。
保管したゴミは交野市ゴミ回収ルールに従って処理する。
- (5) 震災ゴミ取扱いの周知徹底 ⇒情報Tが担当
災害時に発生する家具等の震災ゴミは市からの情報をもとに出してもらうことを周知徹底する。市からのゴミ出し情報に関しては注意し、内容が分かれば、随時、周知を図る。
- (6) 飲料水・生活水の供給 ⇒物資Tが担当
断水が長期化し、飲料水・生活水が不足する状況になる可能性がある。その際の緊急対応として、物資チームは受水槽による供給を行う。運用に関しては、「受水槽の緊急用蛇口運用規則」に従う。受水槽の水が何らかの要因で供給できない場合は、市役所に給水車による給水を要求する。

- (7) 受水槽の活用判断 ⇒**本部長**が担当
緊急用蛇口の運用判断は、受水槽の水量や復旧見込みを勘案し、本部長が行うものとする。
- (8) 給水時刻と一戸当りの給水量確定 ⇒**本部長**・**副本部長**・**物資T**が担当
本部長は一戸当りの給水量を決める。本部長、副本部長、物資チームリーダーで給水時刻、給水体制を決める。決まった内容を情報チームに伝える。
- (9) 給水体制の準備 ⇒**物資T**が担当
物資チームは「受水槽操作マニュアル」に従い給水準備を行う。他のスタッフは給水時の混乱を避けるために運営に協力する。
- (10) 要配慮者用飲料水・生活水の事前準備 ⇒**物資T**・**救出救護T**が担当
宅配希望の要配慮者には事前に飲料水・生活水を準備し、給水開始時刻がきたら、救出救護チームは水を宅配する。
- (11) 給水の告知 ⇒**情報T**が担当
情報チームは給水開始時刻、配給量、留意点などの情報をインターホンによる館内放送、掲示等によって告知する。
ご近所に配慮して、本部屋上に設置したスピーカーやハンドマイクは使用しない。
- (12) 給水開始の告知と給水者チェック ⇒**情報T**・**物資T**が担当
給水開始時刻がきたら、インターホンによる館内放送、掲示等によって告知し、給水を開始する。給水時には何号室にどれだけの量を給水したかを「給水管理実績表」に記録する。
- (13) 受水槽による給水中止 ⇒**物資T**が担当
交野市上水供給が復旧した場合や給水車による飲料水供給が可能となった場合には受水槽による給水は中止する。貯水槽による給水が必要ないと判断された段階で、受水槽内に残った水は排出し、給水用バルブを閉めて、新たな水を蓄える。
- (14) 生活用水・物資の確保と運搬 ⇒**物資T**が担当
生活用水や物資の確保が確実となった段階で代表受給が可能であれば、物資チームはマンションを代表して、生活用水・物資を一括してマンションに運び込む段取りを組む。代表受給が不可能な場合、情報チームは「各戸で取りに行く」旨を各戸に連絡する。

- (15) 外部情報の入手 ⇒**副本部長**が担当
外部情報に関しては副本部長が中心となって担当する。市のホームページ、携帯ラジオ、指定避難場所の掲示等から情報を入手する。入手した情報は情報チームに伝える。
- (16) 各種情報の入手 ⇒**防火安全T**が担当
家庭内のトイレの使用可否、建物の被害状況、エレベーターの復旧目安、ライフライン情報など、マンション内の情報はすべて情報チームに伝える。
- (17) 入居者からの情報入手 ⇒**情報T**が担当
情報チームは、近隣情報や各戸の情報、避難場所状況などの情報入手に務める。
- (18) 連絡リストの補完 ⇒**情報T**が担当
情報チームは、避難先を自宅や避難所以外の場所に移転するために受付に来られた住民から携帯電話番号・メールアドレス・避難先などの個人情報を連絡用としてできる限り入手する。ただし、入手した個人情報は鍵のかかる場所に保管し、机の上や人目にさらされる場所には置かないよう注意する。
- (19) 情報発信 ⇒**情報T**が担当
収集した公開情報は分類し、掲示板やホワイトボードを利用して発信する。発信物には日付、時刻を明記し、できるだけ最新情報を知らせるようにする。
- (20) 要配慮者等への情報対応 ⇒**情報T**・**救出救護T**が担当
要配慮者、階段を昇り降りできない方、配給水や配給食の宅配を希望された方へは直接お知らせする。
- (21) 点検依頼 ⇒**防火安全T**が担当
防火安全チームは、安全点検の結果を踏まえて応急修理が可能かをマンション管理会社に点検依頼する。マンション管理会社が対応できない場合は、マンション管理会社紹介の専門業者に点検依頼する。
- (22) 復旧優先順位 ⇒**防火安全T**・**本部長**が担当
マンション管理会社（専門業者）の点検結果を受け、応急修理の優先順位をつける。
- (23) 危険防止と応急修理 ⇒**防火安全T**・**本部長**が担当
防災安全チームは点検結果を対策本部に報告し、対策本部の指示に基づき危険防止や応急修理を講じる。大がかりな復旧に関しては大地震対策本部解散後に検討する。

(24) 復旧工事 ⇒**防火安全T**・**本部長**が担当
防災安全チームは費用を要する応急修理については、理事会の開催を要請し、その承認のもとで応急修理を行う。

(25) 復旧時期の周知 ⇒**情報T**が担当
防災安全チームからの報告を受け、情報チームは応急修理予定時期について居住者に周知を図る。

大地震対策本部解散について

- (1) 本部長による大地震対策本部解散宣言 ⇒ **本部長**が担当
ライフライン復旧後、状況が落ち着き、住民が安心して生活が送れるようになったときに本部長は大地震対策本部解散宣言を行う。
- (2) 大地震対策本部解散の告知 ⇒ **情報T**が担当
情報チームは館内放送、掲示板等で大地震対策本部解散を居住者に知らせる。
- (3) 大地震対策本部の撤収 ⇒ **救出救護T**・**防火安全T**・**物資T**・**情報T**が担当
各チームは「用途別防災資機材管理リスト」に従い整理し、片付けを行う。
- (4) 備蓄品の確認 ⇒ **物資T**が担当
物資チームは備蓄品と収納場所を確認する。
- (5) 各種書類の整理
⇒ **本部長**・**副本部長**・**救出救護T**・**防火安全T**・**物資T**・**情報T**が担当
本部長、副本部長、チームリーダーをもとに各種書類内容の確認と廃棄、ならびに、課題を洗い出し、文書として残す。

復旧について

大地震対策本部解散後、マンション住民の生活復旧は各家庭で、また復旧に向けて修繕や建て替えの判断は管理組合の通常業務として行うものとする。

<改訂履歴>

制定・改訂 年月日	版数	作成責任者	改訂内容	改訂理由
2024年 1月30日	1	アドリーム交野 管理組合	初版制定	交野市の地域防災計 画への反映